

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年9月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

脱退手当金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700049号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1700005号

第1 結論

昭和55年5月から同年9月までの請求期間及び昭和57年3月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年5月から同年9月まで
② 昭和57年3月から同年12月まで

昭和55年4月頃に初めて国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を定期的に納付してはいたはずなのに、年金記録では、当該請求期間の保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年4月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査により、A市において、平成2年12月頃に払い出されたものと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成2年12月頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年12月の時点では、請求期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿において、請求者が当該請求期間の国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、請求者が請求期間①及び②当時に住所を定めていたとするB市、C市及びA市は、いずれも請求者に係る国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に関する当該請求期間当時の資料はないと回答している。

このほか、請求者が、請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700048号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年6月13日から昭和64年1月1日まで
請求期間はA事業所のB部門で勤務しており、その後、B部門が独立して設立されたC事業所に継続して勤務していた。
年金記録によると、C事業所の加入記録はあるが、A事業所の加入記録がないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び請求者から提出された社員名簿の記載内容から判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所及びC事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は平成11年8月1日、C事業所は昭和64年1月1日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所となっており、両事業所は、請求期間において、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、請求期間当時、A事業所及びC事業所の事業主であった者は、「当時、A事業所の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったが、A事業所のB部門であるC事業所の従業員は、厚生年金保険に加入させることにした。A事業所の従業員の中には、厚生年金保険に加入するため、所属をC事業所に変更した者もいた。C事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、昭和64年1月1日又は平成元年にC事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる14人に照会し、10人から回答を得られたところ、このうち複数の同僚は、「A事業所は厚生年金保険の適用がなかった。C事業所で厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700050号
厚生局事案番号 : 北海道(脱)第1700001号

第1 結論

昭和38年3月23日から昭和44年12月30日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年3月23日から昭和44年12月30日まで
請求期間について脱退手当金を受給しているとのことであったが、脱退手当金をもらった記憶はないので、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A事業所に係る厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)において、請求者及び請求者の整理番号の前後の整理番号である各30人の女性のうち、請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和44年12月の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給要件を満たす13人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち7人(請求者を含む。)は、それぞれの厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月以内の短期間に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。

また、上記7人のうち請求者を含む4人については、昭和44年12月中に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同一年である昭和45年2月4日に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、請求期間当時、当該事業所では脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、請求者の当該事業所に係る被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。